

## 解体業の用に供する施設の構造基準の概要

施設の構造基準詳細及び施設の立地の基準については、指導要綱を参照してください。

構 造 基 準		確 認 欄
解 体 作 業 場	<b>1 下記の基準に合致した囲いが設けられていること</b> 【事業所全体が囲まれている場合には新たな設置は不要】 (1) 人がみだりに立ち入るのを防止できること (2) 範囲が明確であること	要設置 / 不要
	<b>2 廃油及び廃液の回収装置を備えること</b> 回収装置が無い場合には、標準作業書に適正な回収のための手順等の記載があること	有 / 無
	<b>3 床面が下記の基準に合致していること</b> (1) 鉄筋コンクリート又はこれと同等の効果を有する材質で築造（無筋の場合で厚さ 10mm 以上の鉄板を敷く 等）されていること (2) 床面の厚さが 15cm 以上であること (3) 液状物が自然に排水溝に集まるような傾斜があること	
	<b>4 油水分離槽が下記の基準に合致していること</b> 【事業所から廃油の漏出のおそれがなく、その旨が標準作業書に記載（解体作業場に雨水が流入せず、使用済自動車から油が漏れた場合は速やかに拭き取る旨の記載等）されている場合は不要】 (1) 設置する場合、流入する汚水の量に応じた油水分離槽（原則 3 槽以上）が設置されていること (2) 設置しない場合、標準作業書に廃油の流出を防止するための措置が記載されていること	要設置 / 不要  該当 / 非該当  該当 / 非該当
	<b>5 屋根又は覆いが設けられていること</b>	
使 用 済 自 動 車 ・ 解 体 自 動 車 の 保 管 施 設	<b>1 下記の基準に合致した囲いが設けられていること</b> 【事業所全体が囲まれている場合には新たな設置は不要】 (1) 人がみだりに立ち入ることを防止できること (2) 高さ 1.8m 以上であること (3) 容易に倒壊しないもので、囲いに荷重がかかる場合は構造耐久力上安全であること (4) 施錠できる門扉を有すること (5) 保管場所の境界を明確にするための措置が講じられていること	要設置 / 不要
	<b>2 下記の表示がされていること</b> (1) 保管場所の見やすい箇所に標識を設けること (2) 標識には必要な事項が記載されていること	
	<b>3 床面が下記の基準に合致していること</b> 【廃油・廃液が流出するおそれがある使用済自動車を保管しない場合は不要】 (1) 鉄筋コンクリート又はこれと同等の効果を有する材質で築造されていること (2) 床面の厚さが 15cm 以上であること (3) 液状物が自然に排水溝に集まるような傾斜があること	要設置 / 不要
	<b>4 油水分離槽が下記の基準に合致していること</b> 【廃油・廃液が流出するおそれがある使用済自動車を保管しない場合は不要】 (1) 油水分離槽及びこれに接続している排水溝が設置されていること (2) 屋根等があり、雨水が流入しない場合は、雨水の流入量に応じた容積を有し、3 槽以上であること (3) (2) 以外の場合は、雨水の流入量に応じた容積を有し、4 層以上であること	要設置 / 不要

構 造 基 準		確 認 欄
燃料抜き取り場所は解体作業場と共用である		共用 / 独立
燃 料 抜 き 取 り 場 所 【解体作業場と共用の場合には不要】	<b>1 下記の基準に合致した囲いが設けられていること</b> 【事業場全体が囲まれている場合には新たな設置は不要】 (1) 人がみだりに立ち入ることを防止できること (2) 範囲が明確であること	要設置 / 不要
	<b>2 床面が下記の基準に合致していること</b> (1) 鉄筋コンクリート又はこれと同等の効果を有する材質で築造されていること (2) 床面の厚さが 15cm 以上であること。 (3) 液状物が自然に排水溝に集まるような傾斜があること	
	<b>3 下記の基準に合致したためますを設けること</b> 【ためますの代わりに油水分離槽を用いることも可】 (1) 漏出した燃料を一時的に溜めておける不浸透性のものであること (2) こぼれた燃料が十分に回収できる容積であること (3) ひび割れがないものであること (4) 確実に燃料を回収できる状態であること (5) 油水分離槽を用いる場合は以下の基準に合致していること イ 屋根等があり雨水が流入しない場合には、流入する汚水に応じた容積であり、3 槽以上であること ロ 上記イ以外の場合、雨水の流入量に応じた容積を有し、4 槽以上であること	該当 / 非該当       該当 / 非該当
取り外した部品を保管するための施設は解体作業場と共用である		共用 / 独立
部 品 保 管 施 設 【共用の場合には不要】	<b>1 床面が下記の基準に合致していること</b> (1) 鉄筋コンクリート又はこれと同等の効果を有する材質で築造されていること (2) 床面の厚さが 15cm 以上であること。 (3) 液状物が自然に排水溝に集まるような傾斜があること	
	<b>2 部品に雨水等がかからないように屋根，覆い等の設備が設けられていること</b>	
	<b>3 1，2の措置を講じない場合，保管に先立ち，部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置の内容を標準作業書に記載していること</b>	該当 / 非該当
そ の 他	<b>1 事業所内に管理事務所が設置されていること</b>	
	<b>2 作業員の動線が設定されていること</b>	
	<b>3 排水の方法が以下の基準に合致していること</b> (1) 排水を放流するための放流先が確保されていること (2) 放流先までの管渠等の設備が整備されていること	
	<b>4 外部からの雨水の流入を防止するための措置が講じられていること</b>	
	<b>5 使用済自動車・解体自動車の搬入道路が以下の基準に合致していること</b> (1) 道路幅員は搬入出の車両の通行に支障がないこと (2) 搬入道路はアスファルト等で舗装されていること	
	<b>6 駐車設備を有すること</b>	
	<b>7 消火設備を有すること</b>	
	<b>8 必要に応じて洗車設備を有すること</b>	

